

藤枝市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

藤枝市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年藤枝市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の次に次の 3 条を加える。

（指定地域密着型通所介護）

第 8 条の 2 指定地域密着型通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

（指定療養通所介護）

第 8 条の 3 前条の規定にかかわらず、指定療養通所介護の事業の基本方針は、次条に定めるところによる。

第 8 条の 4 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者等との密接な連携に努めなければならない。

第 9 条中「営むことができるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。